○上尾伊奈資源循環組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則

令和５年４月１日規則第２６号

上尾伊奈資源循環組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、上尾伊奈資源循環組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第２１号。以下「条例」という。）第３条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（長期継続契約を締結することができる契約に該当する契約 ）

第２条　条例第２条第１号の規定に該当する契約は、次に掲げる物品を借り入れる契約とする。

(1)　電子計算機（ソフトウェアがインストールされた電子計算機を含む。）その他の機械及び器具類

(2)　自動車

(3)　前２号に掲げるもののほか、商慣習上複数年にわたり契約を締結して借り入れることが一般的であると管理者が認める物品

２　条例第２条第２号の規定に該当する契約は、毎年４月１日から経常的かつ継続的な役務の提供を受ける必要がある契約であって、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすもののうち、次に掲げる業務について役務の提供を受ける契約とする。

(1)　警備業務

(2)　清掃業務

(3)　受付又は案内に関する業務

(4)　機械、設備等の運転管理及び保守管理に関する業務

(5)　一般廃棄物の収集及び運搬に関する業務

(6)　配送業務

(7)　労働者の派遣業務

(8)　ソフトウェアの利用に関する業務

(9)　前項各号に掲げる物品の借入れに付随する当該物品の保守管理に関する業務

（契約期間）

第３条　前条第１項第１号及び第３号に掲げる物品を借り入れる契約を締結する場合における当該契約の期間は、５年を超えることができない。

２　前条第１項第２号に掲げる物品を借り入れる契約を締結する場合における当該契約の期間は、７年を超えることができない。

３　前条第２項第１号から第７号までに掲げる業務について役務の提供を受ける契約を締結する場合における当該契約の期間は、３年を超えることができない。

４　前条第２項第８号に掲げる業務についての役務の提供を受ける契約を受ける契約を締結する場合における当該契約の期間は、５年を超えることができない。

５　前条第２項第９号に掲げる業務について役務の提供を受ける契約を締結する場合における当該契約の期間は、同号に規定する物品の借入れの契約の期間を超えることができない。

６　前各項の規定にかかわらず、第１項から前項までに定める期間では商慣習上契約を締結することが困難であり、又は経済性を確保することができない場合その他契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすと管理者が特に認める場合は、当該期間を超えて、長期継続契約を締結することができるものとする。

（その他）

第４条　この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。